

申請の要件	1 液化石油ガス販売事業の登録
申請に関する説明	液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、販売所の所在地を管轄する市長の登録を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	法第3条第1項
関係条項	法第3条第2項から第4項、第3条の2第1項、第4条第1項、第11条及び第16条
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第4条、第6条、第11条、第14条及び第15条 ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日20210203保局第1号）
標準処理期間	13日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額